

平成26年11月定例教育委員会会議の要旨

1 日 時

平成26年11月20日（木）

開会 9時00分

閉会 12時00分

2 場 所

教育庁教育委員会室

3 出席委員

| | |
|----------|-------|
| 委員長 | 山縣 俊郎 |
| 委員長職務代理者 | 稲野 靖枝 |
| 委員長職務代理者 | 岡野 芳子 |
| 委員 | 中田 範夫 |
| 委員 | 宮部 秀文 |
| 委員（教育長） | 浅原 司 |

4 出席者

| | |
|-------------------|-------|
| 教育次長 | 原田 尚 |
| 教育次長 | 小西 哲也 |
| 審議監 | 廣川 晋 |
| 審議監 | 河村 行則 |
| 教育政策課長 | 嘉村 靖 |
| 教職員課長 | 首藤 裕司 |
| 義務教育課長 | 清時 崇文 |
| 高校教育課長 | 栗林 正和 |
| 特別支援教育推進室次長 | 石本 正之 |
| 社会教育・文化財課長 | 藤村 恭久 |
| 世界アウトジャンホリ開催支援室次長 | 河村 祐一 |
| 人権教育課長 | 高原 透 |
| 学校安全・体育課長 | 御神本 実 |
| 教育政策課企画監 | 濱井 昭巳 |
| やまぐち総合教育支援センター次長 | 小村 信 |

議案

議案第1号『平成26年度山口県一般会計補正予算（第3号）についての意見の申出について』

11月県議会に提出される予定の平成26年度一般会計補正予算（第3号）について、知事より意見照会が行われたが、日程の都合上、教育長が臨時に代理し、異存ない旨の意見を申出たことを教育政策課から報告し、承認を求めた。

【概要】

11月補正予算（案）の概要

■ 総合支援学校分教室設置事業

1 経緯

- 平成26年9月 教育委員会会議、県議会での説明
- 〃 10月 地域、学校、保護者説明会の開催
- 〃 入学希望者への就学相談開始
- 〃 11月 開設準備委員会の校内設置

2 補正内容等

(1) 見積趣旨

義務教育段階の児童生徒が身近な地域で障害に応じた専門的な教育を受けられるよう、美祢・長門地域に平成27年度新たに総合支援学校の分教室を設置するための初度備品等の整備を行う。

| 区分 | 事業内容 | |
|------|---------------------|--------------|
| 設置地域 | 美祢地域 | 長門地域 |
| 教室名称 | 宇部総合支援学校美祢分教室 | 萩総合支援学校長門分教室 |
| 設置場所 | 旧桃木小学校 | 深川小学校 |
| 教室規模 | 3室（小学部・中学部、職員室兼保健室） | |

(2) 見積額

(単位：千円)

| 項目 | 金額 | 財源内訳 |
|---------------------------|-------|-------|
| | | 一般財源 |
| 初度備品等の整備（児童生徒用机・椅子、教材備品等） | 6,800 | 6,800 |

(3) 補正事業

(単位：千円)

| 事業名 | 予算額 | | | | | |
|---------------|-----|------|-------|-------|-------|-------|
| | 補正前 | 財源内訳 | 補正額 | 財源内訳 | 補正後 | 財源内訳 |
| | | 一般財源 | | 一般財源 | | 一般財源 |
| 総合支援学校分教室設置事業 | 0 | 0 | 6,800 | 6,800 | 6,800 | 6,800 |

(4) 主な事業スケジュール

| 項目 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|---------|----------|--------|
| | 12月～ | 4月～ |
| 分教室設置事業 | 初度備品等の整備 | 開設 |

■ 給与関係費

人事委員会勧告を受け、所要の補正を行うもの。

【主な増減要因】

(単位：千円)

| 区分 | 改定内容 | 補正額 |
|-----------|--------------------|-----------|
| 給与改定分 | | 1,358,730 |
| 給料 | 給与改定費 +0.47% | 275,721 |
| 期末・勤勉手当 | 3.95月 → 4.10月 | 819,637 |
| その他 | 給料表の引上げ改定に伴う共済費等の増 | 263,372 |
| 現員現給既定予算分 | | △929,229 |
| 合計 | | 429,501 |

議案第1号については、全委員の賛成により承認された。

議案第2号『一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）』

議案第3号『一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）』

議案第4号『知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）』

11月県議会に提出される予定の「一般職の職員の給与に関する条例」、「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」及び「知事等の給与及び旅費に関する条例等」の一部改正について、知事より意見照会が行われたが、日程の都合上、教育長が臨時に代理し、異存ない旨の意見を申出たことを教育政策課から一括して報告し、承認を求めた。

【概要】

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

一般職に属する学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

平成26年10月17日に行われた人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年山口県条例第2号）等及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和27年山口県条例第6号）等の一部を改正しようとするものである。

2 平成26年度の給与改定に係る改正の概要

(1) 給料表の改定

全給料表について、引上げ改定を行う。

(2) 諸手当の改定

ア 初任給調整手当

医師又は歯科医師に対する手当の支給限度額を月額412,200円（現行410,900円）とする。

イ 勤勉手当

| 支給期 | 現行 | 改正後 |
|------|----------|---------|
| 6月期 | 0.675 月分 | 0.75 月分 |
| 12月期 | 0.675 | 0.75 |
| 合計 | 1.350 | 1.50 |

(3) 経過措置の廃止

平成18年度から実施した給与構造改革における経過措置を廃止する。

3 給与制度の総合的見直しに係る改正の概要

(1) 給料表の改定

全給料表（医療職給料表（一）を除く）について、若年層を除き引き下げ改定を行うとともに、行政職給料表等の一部で号給を延長する。

(2) 諸手当の改定

ア 地域手当

(ア) 級地区分を7級地（現行6級地）とし、支給割合を20%から3%（現行18%から3%）とする。

(イ) 医師又は歯科医師の支給割合を16%（現行15%）とする。

イ 単身赴任手当

(ア) 基礎額を月額30,000円（現行23,000円）とし、加算限度額を月額70,000円（現行45,000円）とする。

(イ) 支給対象者に再任用職員を加える。

ウ 管理職員特別勤務手当

(ア) 支給対象となる勤務に、管理職手当を支給される職員が災害の対処等により、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合を追加する。

(イ) (ア) の手当額は、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

(3) 経過措置

新給料表への切替えに伴い、3年間の経過措置を講ずることとし、当該経過措置に基づき支給する差額は、給料に含まれるものとする。また、地域手当の支給割合及び単身赴任手当の基礎額については、平成30年3月31日までの間、人事委員会規則で定める支給割合又は基礎額とする。

4 施行期日

規則で定める日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、2の(3)及び3については、平成27年4月1日から施行する。

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

平成26年10月17日に行われた人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定の趣旨に鑑み、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和32年山口県条例第20号）、教育長の給与及び旅費に関する条例（昭和41年山口県条例第24号）並びに山口県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年山口県条例第41号）の一部を改正しようとするものである。

2 改正の概要

(1) 期末手当

各支給期における支給割合を次のとおり改定する。

| 支給期 | 現行 | 平成26年度の支給割合 | 平成27年度以降の支給割合 |
|------|--------|-------------|---------------|
| 6月期 | 1.40月分 | 1.40月分 | 1.475月分 |
| 12月期 | 1.55 | 1.70 | 1.625 |
| 合計 | 2.95 | 3.10 | 3.10 |

(2) 施行期日

規則で定める日から施行し、平成26年12月1日より適用する。ただし、期末手当の平成27年度以降の支給割合については、平成27年4月1日より施行する。

議案第2号、第3号及び第4号については、全委員の賛成により承認された。

議案第5号『一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）』

1 1月県議会に提出される予定の「一般職の職員の特殊勤務手続に関する条例」の一部改正について、知事より意見照会が行われたが、日程の都合上、教育長が臨時に代理し、異なる旨の意見を申出したことを教職員課から報告し、承認を求めた。

【概要】

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国の教員給与の見直しにより、教員特殊業務手当に係る義務教育費国庫負担金の最高限度額が見直されたことに伴い、教員特殊業務手当の見直しを行うため、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正しようとするものである。

2 改正の内容

教員特殊業務手当（第35条）の手当額について、引上げ改定を行う。

| 区 分 | | 金 額 | |
|---------------------------|----------------------------|----------|----------|
| | | 現 行 | 改 正 |
| 【1号関係】 非常災害時等の 緊急業務 | イ 児童生徒の保護又は緊急の防 災・復旧の業務 | 6,400円/日 | 8,000円/日 |
| | ロ 児童生徒の救急の業務 | 6,000円/日 | 7,500円/日 |
| | ハ 児童生徒の補導業務 | 6,000円/日 | 7,500円/日 |
| 【2号関係】 | 修学旅行等指導業務 | 3,400円/日 | 4,250円/日 |
| 【3号関係】 | 対外運動競技等指導業務 | 3,400円/日 | 4,250円/日 |
| 【4号関係】 | 部活動指導業務 | 2,400円/日 | 3,000円/日 |

3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

議案第5号については、全委員の賛成により承認された。

議案第6号『損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての意見の申出について
(報告承認)』

1 1月議会において報告される予定の損害賠償の金額を定めた知事の専決処分について、知事より意見照会が行われたが、日程の都合上、教育長が臨時に代理し、異存ない旨の意見を申出したことを教育政策課から報告し、承認を求めた。

【概要】

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

1 事故の概要

(1) 事故の発生日時

平成26年10月13日 午後2時20分頃

(2) 事故の発生場所

萩市大字堀内字堀内村205番7

(3) 損害賠償の相手方

萩市大字山田4040番地7 中林 正人

萩市大字堀内205番地7 中林 久仁

(4) 損害の程度

ア 人的損害 ~ なし

イ 物的損害 ~ 住宅屋根瓦(棟・平部)複数破損、栈木、防水シート、野地
板、垂木一部破損

(5) 事故の概要

平成26年台風第19号に伴う暴風により、山口県立萩高等学校のモミの木が
近隣の家屋に倒れかかったため同家屋が損傷した。

(6) 過失割合

県側100%、相手方0%

2 損害賠償の額

金284,460円

(内 訳) 住宅修理費 265,680円

 施設入所費 18,780円

議案第6号については、全委員の賛成により承認された。

報告事項

- ◆平成26年度人事委員会勧告の概要について、教職員課から以下のとおり報告が行われた。

【概要】

平成26年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成26年10月17日
山口県人事委員会

【本年の給与勧告のポイント】

- 給料表、期末・勤勉手当（ボーナス）を引上げ改定
（給料表は2年連続、期末・勤勉手当は7年ぶりの引上げ）
- 「給与制度の総合的見直し」を平成27年4月から実施

第1 給与についての報告及び勧告

1 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給（本年4月時点）

| 民間給与 (A) | 職員給与 (B) | 公民較差 (A) - (B) |
|----------|----------|----------------|
| 376,271円 | 374,512円 | 1,759円(0.47%) |

(2) 特別給（ボーナス）

- ・ 民間の特別給の支給割合（昨年8月から本年7月まで） 4.11月分
（職員の現行の年間支給割合は3.95月分）

〔参考〕 本年の人事院勧告の内容

- ・ 月例給、特別給ともに7年ぶりの引上げ
〔月例給は民間給与との較差（0.27%）を埋めるため、若年層に重点を置きながら引上げ、特別給は勤勉手当を0.15月分引上げ〕
- ・ 俸給表や諸手当の在り方を含めた「給与制度の総合的見直し」を実施

2 給与改定の内容

公民較差、民間の特別給の支給割合及び人事院勧告の内容等を総合勘案し、職員の給与について判断

(1) 本年の給与改定

ア 給料表

- ・ 本年4月時点で、民間給与が職員給与を1,759円（0.47%）上回っており、給料表について、若年層に重点を置きながら所要の改定を行うことが必要
〔実施時期：平成26年4月1日
行政職給料表における給料月額改定幅：0～3,300円〕

イ 期末・勤勉手当

- ・ 民間の支給割合との均衡を図るため、6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.075月分（年間0.15月分）引上げ

○ 期末・勤勉手当の支給割合

| 手当の別 支給期 | 期末手当 | 勤勉手当 | 合 計 |
|-------------|---------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 6 月 期 | 1.225 月分 (1.025) | 0.675→0.75 月分 (0.875→0.95) | 1.90→1.975 月分 (1.90→1.975) |
| 12 月 期 | 1.375 (1.175) | 0.675→0.75 (0.875→0.95) | 2.05→2.125 (2.05→2.125) |
| 年 間 計 | 2.60 (2.20) | 1.35 →1.50 (1.75 →1.90) | 3.95→4.10 (3.95→4.10) |

備考 ()内は特別管理職員

ウ 初任給調整手当

- ・ 医師に対する手当の支給額を国に準じて引上げ

(2) 給与構造改革における経過措置額

- ・ 国及び他の都道府県の動向等を総合的に勘案し、平成27年4月1日に給与構造改革における経過措置額を廃止することが必要

3 給与制度の総合的見直し

(1) 給料表等

ア 給料表

- ・ 世代間の給与配分の見直し等の観点から、給料表の構造を国に準拠させた上で、新給料表に切替え（医療職給料表（一）を除く。）
[平均2%の引下げ（若年層は据置き、高齢層は最大4%程度の引下げ）]
- ・ 今後、見直しにより職員の給与水準が低下し、民間との乖離が生じた場合には、所要の措置を講ずるもの

イ 昇格制度

- ・ アの改定に合わせて、昇格制度について所要の改正を行うことが必要

(2) 諸手当

ア 地域手当

- ・ 県外勤務者及び医師に係る手当について、国に準じて支給割合を改定

イ 単身赴任手当

- ・ 基礎額（現行23,000円）を30,000円に改定。交通距離の区分に応じた加算額の限度（現行45,000円）を70,000円に改定
- ・ 再任用職員に対して単身赴任手当を支給

ウ 管理職員特別勤務手当

- ・ 管理職手当受給者がやむを得ず平日の深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を上限として手当を支給

(3) 実施時期

- ・ 平成27年4月1日から実施。ただし、(2)のイ及びイの改定については、平成30年4月1日までに段階的に実施
- ・ (1)のイの給料表の切替えに伴い、激変緩和のため3年間の経過措置

4 その他の課題

(1) 昇給制度の見直し

- ・ 国においては、55歳を超える職員は標準の成績では昇給しないこととされており、本県においても、人事評価制度の運用状況など本県の実情等を考慮しつつ、引き続き検討を進めていくことが必要

(2) 教育職員の給与

- ・ 教育職員の給与制度に係る国の検討状況を注視し、必要に応じて所要の措置を講じることが適当

(3) 再任用職員の給与

- ・ 国の動向等を注視しながら、再任用職員の給与について検討を行うことが必要

第2 勤務環境の整備についての報告

1 総実勤務時間の短縮

- ・ あらゆる職場において、引き続き、時間外勤務の要因の把握に努め、それぞれの実情に即した、実効性のある時間外勤務の縮減に一層取り組むことが必要
- ・ 特に管理職員は、時間外勤務の縮減につながる有効な勤務時間の管理及び業務の進行管理に努めることが重要
- ・ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めることが必要

2 メンタルヘルス対策等

- ・ 組織的に総合的なメンタルヘルス対策に取り組むとともに、管理職員を中心に、良好な職場環境づくりに努めることが重要
- ・ メンタルヘルスを害する要因となり得るセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を進めることが必要

3 職業生活と家庭生活の両立支援

- ・ 職員に対し、支援制度の活用促進に向けた取組を進め、両立支援を更に推進していくことが必要
- ・ 女性の活躍推進の観点からも、男性職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を図るなど、引き続き、具体的な取組を着実に進めていくことが重要

第3 人事行政の運営についての報告

1 雇用と年金の接続のための取組

- ・ 国においては、定年年齢の段階的な引上げや再任用制度の活用の拡大等の措置が検討されており、本県においても、組織活力や公務能率の確保などと併せ、再任用職員の能力と経験を活かせる制度となるよう留意することが必要

2 人材の確保・育成等

(1) 人材の確保・育成

- ・ 民間企業の採用選考活動の開始時期や国家公務員採用試験の日程の見直しを踏まえ、本県においても人材の確保に向けた取組が必要
- ・ キャリア形成の促進に向けた人材の計画的な育成のため、職場研修をはじめとした様々な研修や長期的な視点での人材育成に留意した人事管理等が必要

(2) 女性の採用・登用等

- ・ 国においては、女性の活躍推進は重要な課題とされており、本県においても、採用、登用及び人材育成に係る取組について、女性受験者の増加を図るとともに、女性職員が政策・方針決定過程へ参画する機会を拡大するなど、より一層の取組が必要

3 人事評価制度

- ・ 公正で納得性の高い人事評価制度の定着に向け、これまでの人事評価やその試行の結果を十分に検証し、更に取組を進めることが必要

4 公務員倫理

- ・ 職員一人ひとりが公務員としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼に応えることが必要

参考]

改定額・率（行政職）

平成26年4月1日現在

| 職員数 | 平均年齢 | 平均給与月額 | | 改定額 | 改定率 |
|---------|--------|-----------|-----------|---------|--------|
| | | 改定前 | 改定後 | | |
| 4,816 人 | 43.6 歳 | 370,376 円 | 372,110 円 | 1,734 円 | 0.47 % |

(注) 1 平均給与月額は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当（加算額を除く。）、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。）の総額を職員数で除したものである。

2 改定率は、平成26年4月1日現在の平均給与月額(改定前)に対する割合である。

過去の給与改定の状況（行政職）

| | 月例給 改定額 | 特別給 増減月 | 年間給与の 増減額 | 備考 |
|-------|------------|------------|--------------|------------|
| 平成17年 | △1,301円 | 0.05月 | △2千円 | |
| 平成18年 | 改定なし | 改定なし | — | |
| 平成19年 | 601円 | 0.05月 | 29千円 | |
| 平成20年 | 689円 | 改定なし | 12千円 | |
| 平成21年 | 改定なし | △0.35月 | △133千円 | 別に給与減額措置あり |
| 平成22年 | 638円 | △0.20月 | △64千円 | 〃 |
| 平成23年 | 改定なし | 改定なし | — | 〃 |
| 平成24年 | 改定なし | 改定なし | — | 〃 |
| 平成25年 | 899円 | 改定なし | 14千円 | 〃 |
| 平成26年 | 1,734円 | 0.15月 | 83千円 | |

◆平成27年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針について、教職員課から以下のとおり報告が行われた。

【概要】

平成27年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針

山口県教育委員会

未来を拓くたくましい「やまぐちっ子」の育成のためには、地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、社会総がかりで教育力の向上を図ることが必要である。

このため、教職員人材育成基本方針に基づき、各学校において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、確かな学力の育成や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全県的な視野に立って、適材を適所に配置する。

記

- 1 各学校の教職員については、専門性、現任校の勤務年数及び各学校の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。

なお、同一校勤務が、小・中学校においては7年、県立学校においては10年（小・中学校採用者は7年）を超える者については、原則として異動を行う。

- 2 校長、教頭等の管理職の採用・昇任に当たっては、多様な教職経験を有する者で、教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある学校運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を選任する。さらに、女性管理職の採用・昇任に努める。

- 3 新規採用者については、学校や地域の状況等を踏まえ、計画的な配置を行う。

- 4 地域間、小・中・高等学校と特別支援学校間等の人事交流を推進する。

特に、小・中学校においては、地域間及び規模の異なる学校間の交流を、また、高等学校においては、全日制・定時制・通信制課程間、普通科・専門学科・総合学科高校間及び普通科高校の地域間の交流を、さらに、特別支援学校においては、特別支援学校間及び小・中・高等学校等との交流を積極的に行う。

◆平成27年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について、高校教育課から以下のとおり報告が行われた。

【概要】

平成27年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について

公立高等学校入学者選抜実施要領（概要）

1 募 集

(1) 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者が応募できる。

ア 中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）の卒業者

イ 平成27年3月中学校卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 募集方法

募集は、第一次募集、推薦入学、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜及び第二次募集とする。

第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、合格者が募集人員に満たない学校、学科について実施する。

山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科については、県外からも募集を行う。なお、県外から入学させることができる人数は、原則として両学科とも入学定員の10%に相当する人数以内とする。

2 第一次募集

(1) 日 程

ア 志願登録の期間 2月 9日（月）から2月13日（金）午前10時まで

イ 出願の期間 2月19日（木）から2月24日（火）午前10時まで

ウ 学力検査 3月10日（火）

エ 選抜結果の発表 3月18日（水）午前10時

(2) 志願登録

第一次募集に出願しようとする志願者は、第一志願の課程・学科について、在学又は卒業中学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、志願先高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）宛てに入学志願の登録をする。

(3) 出 願

志願者は、2以上の学校に出願することはできない。ただし、同一の学校については、他の学科、他の課程又は本・分校を第二志願として出願することができる。

(4) 学力検査

ア 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語（英語はリスニングテストを含む。）

イ 配 点

各教科とも50点とする。

ウ 検査時間割

右の表（学力検査時間割）のとおりである。

学力検査時間割表

| 時限 | 教 科 | 検 査 時 間 |
|----|---------|-------------------|
| 1 | 国 語 | 9:00～ 9:50 (50分) |
| | (休 憩) | |
| 2 | 数 学 | 10:10～11:00 (50分) |
| | (休 憩) | |
| 3 | 英 語 | 11:20～12:10 (50分) |
| | (昼 食) | |
| 4 | 社 会 | 13:00～13:50 (50分) |
| | (休 憩) | |
| 5 | 理 科 | 14:10～15:00 (50分) |

(5) **定時制課程における特例措置**

ア 定時制課程において、平成27年4月1日現在、満18歳以上の志願者で、特例措置を希望する者については、学力検査を行わず、小論文でこれに代えることができる。

イ 特例措置を希望する志願者は、願書とあわせて、定時制課程特例措置申請書を高等学校長に提出する。

(6) **面接・小論文・実技検査・学校指定教科検査**

第一次募集において、面接・小論文・実技検査・学校指定教科検査を実施できる。

(7) **選 抜**

選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績及び面接、小論文、実技検査、学校指定教科検査の結果等を資料として、各高等学校、学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定し、高等学校長が行う。

3 **推薦入学**

(1) **実施学校・学科及び募集人員**

ア 推薦入学は、全日制課程において実施する。

イ 推薦入学を実施する際の募集人員は、次の表のとおりとし、この範囲内で高等学校長が定める。

| 実 施 学 科 ・ コ ー ス | 募 集 人 員 |
|-------------------------------------|-------------------|
| 全 て の 学 科 ・ コ ー ス (普通科体育コースを除く。) | 入学定員の50%に相当する人数以内 |
| 普 通 科 体 育 コ ー ス | 入学定員の75%に相当する人数以内 |

(注 いずれも一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。以下同じ。)

ウ 山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科について、推薦入学により県外から入学させることができる人数は、原則として両学科とも入学定員の5%に相当する人数以内とする。

(2) **日 程**

ア 出 願 の 期 間 1月26日(月)から1月29日(木)午前10時まで

イ 面接等の実施日 **2月 5日(木)** (2月6日(金)にも行うことが可能)

ウ 選抜結果の通知 2月13日(金)午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) **応募資格**

ア 平成27年3月中学校卒業見込みの者

イ 当該学校、学科・コースに対する適性及び興味・関心を有し、志願の動機、理由が明白、適切であるとともに、当該学校、学科・コースの教育課程を修了するに足る能力を有すること。

ウ 高等学校長が定める推薦要件を満たしていること。

(4) **出 願**

志願者は、願書及び志願理由書を、出願の期間中に、中学校長を經由して、高等学校長に提出する。

(5) **面接・小論文・実技検査**

推薦入学において、面接を実施する。また、小論文・実技検査を実施できる。

(6) **選 抜**

選抜は、中学校長から送付された推薦書、調査書、志願理由書及び面接、小論文、実技検査の結果等を資料として、高等学校長が行う。

4 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

(1) 実施学校及び募集人員

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜は、山口県立周防大島高等学校〔普通科・地域創生科〕（以下「連携高等学校」という。）において実施する。

募集人員は、入学定員内とし、特に定めない。

(2) 日 程

ア 出願の期間 1月26日（月）から1月29日（木）午前10時まで

イ 面接等の実施日 **2月 5日（木）**（2月6日（金）にも行うことが可能）

ウ 選抜結果の通知 2月13日（金）午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

周防大島町立久賀中学校、大島中学校、東和中学校及び安下庄中学校のいずれかの中学校を平成27年3月卒業見込みの者で、中高一貫教育における活動の記録を提出できるもの

(4) 出 願

志願者は、願書及び活動の記録を、出願の期間中に、(3)の応募資格に掲げる中学校の校長（以下「連携中学校長」という。）を経由して、連携高等学校の校長（以下「連携高等学校長」という。）に提出する。

(5) 面接・小論文

連携型入学者選抜において、面接及び小論文を実施する。

(6) 選 抜

選抜は、連携中学校長から送付された活動の記録及び面接、小論文の結果等を資料として、連携高等学校長が行う。

5 第二次募集

(1) 実施学校・学科及び募集人員

第二次募集を実施する学校、学科及び第二次募集に係る募集人員等は、3月18日（水）に県教育委員会が発表する。

(2) 日 程

ア 出願の期間

全日制課程 3月19日（木）～3月23日（月）午後2時まで

定時制課程 3月19日（木）～3月26日（木）正午まで

イ 面接等の実施日

全日制課程 3月24日（火）

定時制課程 3月27日（金）

ウ 選抜結果の発表

全日制課程 3月25日（水）正午

定時制課程 3月30日（月）正午

(3) 応募資格

平成27年度山口県公立高等学校入学者選抜のための学力検査を受検した者で、公立高等学校の入学確定者以外のものが応募できる。

なお、定時制課程については、学力検査を受検しなかった者も応募できる。

(4) 出 願

出願は、第一次募集に準じて行う。

(5) 面接・小論文・実技検査等

第二次募集において、面接を実施する。また、小論文・実技検査を実施できる。

(6) 選 抜

選抜は、第一次募集に準じて行う。

県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要領（概要）

1 募 集

(1) 応募資格

障害の程度が、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者で、次の各号のいずれかに該当するものが応募できる。

ア 特別支援学校中学部の卒業生及び平成27年3月卒業見込みの者

イ 中学校の卒業生及び平成27年3月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 入学定員

入学定員は、山口県教育委員会が別に定める。

2 出 願

(1) 願書の受付

1月30日（金）から2月13日（金）午前10時までとする。

(2) 志願者は、出身学校長を経て入学願書及び調査書（いずれも各学校所定のもの）を受付期間中に、志願先学校の校長に提出する。

3 検 査

検査は、**3月2日（月）**に各学校において実施する。

4 選 抜

選抜は、出身学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のため各学校が実施する諸検査の結果等を資料として、校長が行う。

5 選抜結果の処理等

(1) 校長は、3月9日（月）午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

(2) 第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、定員に満たない学校について、次により実施する。

ア 出願の期間

3月10日（火）から3月18日（水）午後3時までとする。

イ 第一次募集で出願した学校に出願することはできない。

ウ 第二次募集を実施する学校及び募集人員については、3月9日（月）正午以降、県教育委員会（TEL 083-933-4615）に問い合わせること。

エ 二次検査

3月19日（木）に各学校において実施する。

オ 二次発表

3月23日（月）午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

- ◆第3回・第4回・第5回「第2期県立高校将来構想検討協議会」の協議概要について、
高校教育課から以下のとおり報告が行われた。

【概要】

第3回「第2期県立高校将来構想検討協議会」の協議の概要について

1 開催日時、会場

平成26年10月20日（月）午後3時～午後5時
県庁共用第2会議室

2 協議の概要

(1) 平成26年7月に実施した「県民意識調査(アンケート)結果」の主な意見

- 高校生活の満足度が、平成14年の調査結果より10%以上伸びていることは、現行の将来構想の成果の一つと考えてよい。
- 進学した高校が学校・学科ともに第一希望と異なる生徒のうち、高校生活に満足していない生徒は、学年によって違うのか、また、現在どの学科に在籍しているかを分析する必要がある。

(2) 「第4章 特色ある学校づくりと学校・学科の再編整備について」のうち、「1 特色ある学校づくり」の協議における主な意見

- 高校教育は、地域の発展に貢献する人材を育成するという重要な役割を担う必要がある。
- 理数科には、自然科学系人材を育成する役割があるが、文系学科をめざす生徒も在籍している現状があることから、今後、課題研究を重視する探究科の導入について検討することが大切である。
- 大学進学に重点を置く拠点校を、学校規模を確保しながら、地域バランスを踏まえて設置する必要がある。
- 公立高校の使命としては、成績だけを重視するのではなく、学び直しの部分も必要である。生徒から選ばれる普通科にするためには、進学だけでなく、二つ三つの特色を併せ持つべきである。
- 専門学科については、最新の施設・設備を整備するとともに、産業技術センターや農業試験場など、県の施設・設備の機能を活用することも大切である。
- 専門学科においては、卒業後に最先端の分野でも活躍できるよう、3年間専門性を極める教育が必要である。
- 農業教育を充実させるためには、地域バランスを踏まえ、拠点校を置くべきである。
- 看護・福祉の世界では、より高度な資格取得が重要であり、5年一貫を前提とした教育を考える必要がある。
- 中学校卒業後、進路未決定者が多い中、定時制・通信制課程には学び直しの教育を期待しており、このため、多部制を増やすことが望まれる。また、こうした生徒に対応するため、中山間部の小さな高校を残すことも考えてほしい。

第4回「第2期県立高校将来構想検討協議会」の協議の概要について

1 開催日時、会場

平成26年11月10日（月）午後3時～午後5時
県庁共用第4会議室

2 協議の概要

- (1)「第4章 特色ある学校づくりと学校・学科の再編整備について」のうち、「1 特色ある学校づくり」の協議における主な意見

- 高校教育の質を高めるには、拠点校を設置し、いい意味で学校も教員も切磋琢磨する必要がある。
- 各教科の教員を複数配置するなど望ましい教育環境を整備する上でもある程度の学校規模は必要である。
- 特色づくりにおいては、差別化と標準化の観点から、県立として且つ山口県としての特色を検討すべきである。
- 岡山芳泉高校が実施している、単位制を導入して縦の選択幅（難易度別科目設定）を拡大するカリキュラムは、山口県でも有効である。

- (2)「第4章 特色ある学校づくりと学校・学科の再編整備について」のうち、「2 学校・学科の再編整備」の協議における主な意見

- 今回のアンケート結果からも、生徒は「望ましい規模を確保する」ことを望んでおり、望ましい学校規模として1学年4～8学級は適切である。また、「適正規模」とせず「望ましい学校規模」と表現するのは、山口県の実態を踏まえているのでよいと思う。
- 望ましい学校規模については、山口県の地理的条件を配慮して、都市部と郡部で分けて検討することも必要ではないか。
- 地域の状況等を考慮することも大切であるが、活力ある教育活動を展開する上で、望ましい学校規模をめざして再編統合を進める考え方は重要である。
- 分校化は、ある程度の規模で切磋琢磨が必要という考え方と矛盾するので、積極的には検討しない方がよい。
- 原則として1学年4～8学級を望ましい学校規模とするが、分校化など生徒の教育への影響等を総合的に勘案しながら検討することは、山口県の実態を踏まえた進め方でよい。
- 高校へのコミュニティ・スクール導入は、学校の特色を補完するしくみとしてはよいと思う。

- (3)「第5章 将来構想の推進」についての協議における主な意見

- 現行構想の進め方と同じように、再編整備の基本計画を策定した後に実施計画を作るような進め方が必要だと思う。
- 拠点校を設置するのであれば、施設整備等、継続してサポートする必要がある。

第5回「第2期県立高校将来構想検討協議会」の協議の概要について

1 開催日時、会場

平成26年11月18日（火）午後3時～午後5時

県庁共用第2会議室

2 協議の概要

「第2期県立高校将来構想（素案）」の協議における主な意見

(1)「第1章 第2期県立高校将来構想の策定について」及び「第2章 高校教育を巡る現状と課題について」の協議における主な意見

- 難しい語句には、注釈をつけて説明するとよい。
- 「知識・技能」と「知識・技術」など、似たような語句については、使い分けするのか統一するのかを精査することが必要である。

(2)「第3章 今後の県立高校の在り方について」の協議における主な意見

- 「教職員の資質能力の向上」の項目の中に、「人事異動の活性化」という内容を、また、「グローバル人材の育成」の項目の中に、「世界スカウトジャンボリーの体験を生かし県内大学の留学生と交流」という内容を記載すべきである。
- 「ICT機器の活用による協働型・双方向型の授業の導入」という記載があるが、ICT機器の活用と協働型・双方向型の授業が結びつかない。

(3)「第4章 特色ある学校づくりと学校・学科の再編整備について」及び「第5章 将来構想の推進について」の協議における主な意見

- 特色ある学校づくりを進めるにあたって、「各高校の歴史や伝統を引き継ぐ」という趣旨を盛り込んでほしい。
- 実験・実習設備等の計画的整備については、工業に関する学科だけでなく、すべての専門学科で必要であると考えます。
- 「定時制・通信制課程の方向性」の項目の中に、「多様な学びのニーズの受け皿」という記載があるが、「受け皿」という表現はイメージが悪い。

(4)全体を通じて

- これまでの検討協議会における意見も盛り込まれており、全体的によく練られている。
- 「再編整備をして学校規模を拡大する」という記載が随所にあるが、高校教育の質の向上という観点から、望ましい学校規模を4～8学級としているので、「再編整備により望ましい学校規模を確保する」という表現にすべき

【 質 疑 】

- 委 員 長：今後の予定はどのようになっているのか。
- 高校教育課長：今後、第2期将来構想の素案に関して、パブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて修正したものについて第6回検討協議会で協議する予定。
- 稲 野 委 員：第3回協議会の県民意識調査結果の主な意見の中で、高校生活の満足度が平成14年の調査結果より10%以上伸びていることは、現行の県立高校将来構想の成果の一つと考えてよいとあるが、高校生活の満足度についての調査は、平成26年までの間に実施はされていなかったのか。
- 高校教育課長：進路希望等の調査は、毎年行っているが、今回のような中学生や高校1年生、2年生、保護者等を対象に幅広く調査を行うのは平成14年以来となる。
- 稲 野 委 員：10年前と現在とでは高校生活も大きく変化していると思うので、こうした満足度や希望等についての調査は毎年実施していく方が良いと思う。

意見交換

◆グローバル人材の育成に向けた外国語教育の充実について、以下のとおり意見交換を行った。

【概要】

本日のアウトライン

- 1 グローバル人材の育成が求められている背景と国の動向
- 2 山口県におけるグローバル人材育成の方向性
- 3 山口県における英語教育の充実に向けた取組
- 4 今後の取組の方向性

1 グローバル人材の育成が求められている背景と国の動向

背景



全地球的規模で考え、諸課題に対応できる人材が必要

国の動向

(1) グローバル人材に必要な3つの要素

- ① 豊かな語学力・コミュニケーション能力
- ② 主体性・積極性
- ③ 異文化理解の精神等

※『第2期教育振興基本計画』
(平成25年6月4日 閣議決定)

国の動向

(2) 新たな英語教育の展開

- ① グローバル化に対応した新たな英語教育の充実
- ② 小・中・高等学校における指導体制強化
- ③ 外部人材の活用促進
- ④ 外部検定試験活用の普及・拡大
- ⑤ 日本人としてのアイデンティティに関する教育の充実

※『グローバル化に対応した英語教育改革
実施計画』<2014～2020>
(平成25年12月13日)

【新たな英語教育の目標・内容等(案)】

【現行の学習指導要領】

| | |
|-----|--------------------------------|
| 高校 | 【外国語(英語)】(教科) 授業は英語で行うことが基本 |
| 中学校 | 【外国語(英語)】(教科) 4技能の総合的な育成 |
| 小学校 | 6 【外国語活動】(領域) 活動型 学級担任が指導 |
| | 5 |
| | 4 |
| | 3 |

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 高校 | 【外国語(英語)】(教科) 言語活動を高度化(発表, 討論, 交渉等) |
| 中学校 | 【外国語(英語)】(教科) 授業は英語で行うことが基本 |
| 小学校 | 6 【外国語(英語)】(教科) 読むこと、書くこと 学級担任が指導 |
| | 5 |
| | 4 【外国語活動】(領域) 活動型 学級担任が指導 |

2 山口県におけるグローバル人材育成の方向性

『山口県教育振興基本計画』(平成25年10月)

- ① 語学力(英語力)、コミュニケーション能力の育成
- ② 郷土・日本・諸外国の伝統文化を理解・尊重する態度の育成
- ③ 国際協調・協力を実践する態度等の育成

グローバル人材の育成

① 語学力（英語力）、コミュニケーション能力の育成

教員の資質能力

～授業を変える！～

CHANGE

児童生徒の実践的な英語力・コミュニケーション能力

～自分に挑戦する！～

CHALLENGE

(参考) 山口県の現状と達成目標

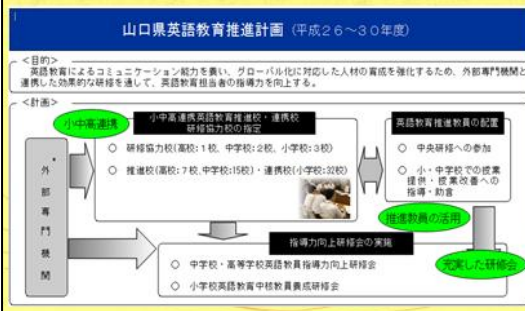
| 項目 | 校種 | 現状(H25) | 目標値(H29) |
|-----------------------------------|------|---------|----------|
| 英検準1級以上等の資格を有する教員の割合(%) | 中学校 | 32.1 | 50 |
| | 高等学校 | 63.1 | 80 |
| 授業の半分以上を、生徒に英語で言語活動をさせている教員の割合(%) | 中学校 | 45.3 | 75 |
| | 高等学校 | 42.0 | 75 |

※ 言語活動：ペアワークやグループワーク等の活動

3 山口県における英語教育の充実に向けた取組

CHANGE

(1) 小・中・高等学校を通じた英語教育強化



CHANGE

(2) 外国語指導助手 (ALT) の積極的な活用



グループ発表に向けた準備

グループ発表

JETプログラムによる外国語指導助手指導力等向上研修会の様子 (H26.10.17及び11.14)

CHALLENGE

(1) やまぐちアクティブ・イングリッシュ事業

(ア) やまぐちイングリッシュキャンプ

(イ) 山口県高校生英語ディベートセミナー・大会

CHALLENGE

(2) 世界スカウトジャンボリー

(ア) 高校生語学ボランティア



スキルアップ研修

スキルアップ実習

(イ) 地域プログラム 等

CHALLENGE

(3) 高校生留学促進事業

県教委主催の海外派遣プログラムの様子



現地での集合写真



プレゼンテーション演習

CHALLENGE

(4) 高校生留学促進事業

やまぐち「志」育成塾の様子



受講風景(東部会場)



講演(JICA中国 小野氏)

4 今後の取組の方向性

■ CHANGE 及び CHALLENGE の

取組の推進

■ 英検、TOEIC等の外部検定試験の積極的活用

外国語(英語)教育の
一層の充実

次代を担うグローバル人材の育成

【 主な意見・質疑 】

- 委員長：ALTが教員に対して指導を行うこともあるのか。
- 高校教育課長：日ごろの授業等において英語教員とALTがチームティーチングという形で一緒に授業等を行っているが、そうした授業以外にも、様々なアドバイスを教員にしてもらう場面はあると考えている。
また、ALTの資質能力の向上を図るための研修会に、日本人の教員が参加する場合もある。
- 委員長：小学校でのALTの活用状況はどのようなものか。
- 義務教育課長：小学校5、6年生は、週1コマの外国語活動の授業を行っているが、その中でおよそ半数の授業にALTが参加している。
- 委員長：外国語でのコミュニケーション能力を高めるにあたっては、やはりネイティブとの接触というのが非常に大事だと思う。
- 中田委員：ALTについても非常勤ではなく、通常の日本人教員と同様の正式雇用を行うことはできないのか。
- 高校教育課長：ALTについては、現在は山口県教育委員会でジェットプログラムというものを活用し、外国語指導助手として招聘を行い、3年間の契約としている。ALTの正式採用に向けては、国でも議論されており、その動向等も注視をしながら、前向きに考えていきたい。

- 中 田 委 員：コミュニケーションをとれるようになることも大事だが、社会に出て働くことを考えると、しっかりとした文法等についても身に付けていく必要がある。そういう意味では、今までの英語教育についても間違っているとは思わないので、その部分は引き続き続けて行ってほしい。
- 稲 野 委 員：教員、特に小学校の教員が英語の授業をいかに進めていくかについて、まず楽しい授業を行って子供たちに意欲を持たせる必要があるが、現在の教員は小学校で英語教育を受けていない。そのため、いかに英語に対する苦手意識を持たずに児童生徒と一緒に授業を行うかが一つのポイントとなる。
- 高校教育課長：現在、小・中・高校連携の英語教育推進校、提携校を設け、児童生徒が楽しくコミュニケーション能力を身につけられるような授業の展開について、中学や高校の英語教員と連携しながら学ぶ取組を行っており、引き続き小学校教員の英語指導力を向上に努めたい。
- 義務教育課長：小学校の担任の英語指導力向上については、各種セミナーの実施や英語教育連携研修会等への参加を進めるといった取組を行っているところ。
- 稲 野 委 員：小学校教員の採用にあたり、語学力という部分についての評価は行っているのか。
- 義務教育課長：今年度の採用試験から、中学校または高等学校の外国語の普通免許状の所有を採用選考にあたっての考慮事項としている。
- 岡 野 委 員：高校生の留学について、1年間の長期の留学をした際には、進級が遅れることになるのか。
- 高校教育課長：1年間の留学について、休学をして留学をする場合と、留学先での単位認定を行う場合がある。休学する場合は、留学を終えた際は元の学年に戻るようになるが、単位認定を受ける場合は、そのまま進級することが可能。
- 岡 野 委 員：ALTを地域の人々が受け入れていない現状があるように思う。学校の児童生徒等とは交流があるが、私たちの年代になると、英語が話せないからと敬遠してしまう。このため、コミュニティ・スクールの活動にALTに参加してもらうなどにより、ALTと地域の人々の交流を促進すると良いと思う。
- 稲 野 委 員：日本語でのコミュニケーションがとれないのに、英語でのコミュニケーションを身に付けることは難しい。まず国語や日ごろの授業の中でコミュニケーション能力を育て、人と話すことに抵抗のない児童生徒をどう育てるかが大事。
- 岡 野 委 員：国語教育でしっかりと日本語を覚え、日本の文化を大切にした上で、英語教育を進めることが重要。やはり、子ども達には、日本語や日本の文化を大切にしながら、世界に羽ばたいてほしい。
- 宮 部 委 員：英語を学ぶ意欲を小学校から中学校、高校へとずっと持ち続けられるようにすることが大事。また、やはり実践の場がないと語学力というのは落ちてしまうので、日常生活の中で外国語を使う機会の確保などについて考える必要がある。